

高年齢雇用確保措置の就業規則の記載例

出典：厚生労働省 高年齢者雇用安定法Q&Aより転載

【例1】 定年を満70歳とする例

(定年等)

第49条 労働者の定年は、満70歳とし、定年に達した日の属する月の末日をもって退職とする。

【例2】 定年を満65歳とし、その後希望者全員を継続雇用する例

(定年等)

第49条 労働者の定年は、満65歳とし、定年に達した日の属する月の末日をもって退職とする。

2 前項の規定にかかわらず、定年後も引き続き雇用されることを希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない労働者については、満70歳までこれを継続雇用する。

【例3】 定年を満60歳とし、その後希望者を継続雇用する例（満65歳以降は対象者基準あり）

(定年等)

第49条 労働者の定年は、満60歳とし、定年に達した日の属する月の末日をもって退職とする。

2 前項の規定にかかわらず、定年後も引き続き雇用されることを希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない労働者については、満65歳までこれを継続雇用する。

3 前項の規定に基づく継続雇用の満了後に、引き続き雇用されることを希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない労働者のうち、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当する者については、満70歳までこれを継続雇用する。

- (1) 過去〇年間の人事考課が〇以上である者
- (2) 過去〇年間の出勤率が〇%以上である者
- (3) 過去〇年間の定期健康診断結果を産業医が判断し、業務上、支障がないと認められた者

〔例4〕 定年を満65歳とし、その後希望者の意向を踏まえて継続雇用または業務委託契約を締結する例（ともに対象者基準あり）

（定年等）

第49条 労働者の定年は、満65歳とし、定年に達した日の属する月の末日をもって退職とする。

2 前項の規定にかかわらず、定年後も引き続き雇用されることを希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない労働者のうち、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当する者については、満70歳までこれを継続雇用する。

- （1）過去〇年間の人事考課が〇以上である者
- （2）過去〇年間の出勤率が〇%以上である者
- （3）過去〇年間の定期健康診断結果を産業医が判断し、業務上、支障がないと認められた者

3 第1項の規定にかかわらず、定年後に業務委託契約を締結することを希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者のうち、次の各号に掲げる業務について、業務ごとに定める基準のいずれにも該当する者については、満70歳までこれと業務委託契約を継続的に締結する。なお、当該契約に基づく各業務内容等については、別途定める創業支援等措置の実施に関する計画に定めるところによるものとする。

- （1）〇〇業務においては、次のいずれの基準にも該当する者
 - ア 過去〇年間の人事考課が〇以上である者
 - イ 当該業務に必要な〇〇の資格を有している者
- （2）△△業務においては、次のいずれの基準にも該当する者
 - ア 過去〇年間の人事考課が〇以上である者
 - イ 定年前に当該業務に〇年以上従事した経験及び当該業務を遂行する能力があるとして以下に該当する者
 - ① 〇〇〇〇
 - ② △△△△